

矢ヶ部小学校いじめ防止基本方針

柳川市立矢ヶ部小学校

1 いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることであり、より根本的ないじめの問題克服のためには、いじめの未然防止が重要であり、全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、学校、家庭、地域、その他の関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

そこで、国の方針におけるいじめの防止等に関する基本的な考え方、福岡県のいじめ防止基本方針を受け、本校でも、「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの早期対応を行うために、地域や家庭・関係機関と連携したいじめへの組織的な取り組み、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするものである。

【いじめの定義 いじめ防止対策推進法第2条より】

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

※ この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

※ この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

○ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係を指す。

○ 「心理的又は物理的な影響」とは、いじめの態様のことである。具体的には次のような態様を指し、いじめられた児童生徒の被害性に着目し、法が規定するいじめに当たるか否か見極める必要がある。

・ 心理的な影響：冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。仲間はずれ、集団による無視をされる。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

・ 物理的な影響：嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。等

※ 「いじめの定義」に基づき、いじめに該当するか否かを組織的に判断する。

※ いじめの解消については、「いじめに係る行為が止んでいること」（少なくとも3ヶ月）と「被害者が心身の苦痛を感じていないこと」（面談等により確認）を基準に判断する。

2 いじめの基本認識・方針

全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活を送らせる」、「いじめを見逃さない。いじめ見逃し0の学校をめざすこと」を常に意識していじめの撲滅に連携して取り組んでいけるようにする。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために、日常観察や教育相談、アンケート等様々な手段を講じる。
- (4) いじめの早期解決のために、当該児童の安全を最優先して、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- (5) 学校が、組織的・断続的に共通理解を家庭と深めて、事後指導にあたる。

3 いじめ防止のための5つの視点

<視点1>いじめの防止（未然防止）のための取組

未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。いじめのための特別な取組をするものではない。

- ①日頃より、自分の人権を守り、他の人の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を培う。
- ②分かる授業づくりを進め、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫するなど、日常の授業改善を積み上げる。
- ③授業やその他の教育活動の中に生徒指導の3つの留意点「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」を意識した取組を進める。
- ④体験学習等を通して、児童同士の心の結びつきを深め、社会性を育む教育活動を進める。

<視点2>早期発見・いじめ事案への対処の在り方

□ 早期発見・早期対応

いじめのサインは、いじめを受けている児童本人からも、いじている児童の側からも出ている。また、短期間であっても、軽微なものであっても、本人がいじめられたと感じていれば、いじめがあったという認識のもとに、真摯に対応することが重要である。

- ①毎月いじめについてのアンケート調査を実施して、児童の実態をつかむとともに、少しでも気になる事案は対応（指導）を行い、記録に残すとともに、校長と教頭、主幹教諭、生徒指導と情報を共有する。ささいな情報でも毎月の生徒指導委員会で出し合い、確実に共有し、速やかに対応する。

※近接学年で情報を共有して、生徒指導委員会で担当者が報告をする。

- ②5月と10月と2月に教育相談週間を設け、全ての児童の気持ちをていねいに聞き取り、速やかに対応（指導）をする。
- ③5月と10月に保護者へいじめチェックリストを配付し、気になることは連絡してもらう。連絡してもらったことに対しては、責任をもって対応（指導）して、その指導内容及び今後の指導について保護者に報告をする。
- ④担任は、個々の児童に対して学校生活のようすの変化を注意深く見ていく。
- ⑤教育相談箱を保健室前に設置し、担任に児童が直接言えないことなどの把握に努める。

※アンケートの結果は、児童在学中、教頭が保存・保管する。

□ いじめに対する措置

いじめの対策のための組織「いじめ防止対策委員会」（軽微な場合は「生徒指導委員会」）が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。問題の解消を目指す。単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではない。児童の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になるという考え方で動き、その後の経過も見守り続ける。

- ①いじめに関する相談を受けた場合は、速やかに生徒指導担当・管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- ②いじめの事実が確認された場合は、生徒指導委員会を開き対応を協議する。
- ③いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援を最優先するとともに、いじめを行った児童への指導とその保護者への指導・助言を継続的に行う。
- ④いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、一定期間別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- ⑤事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑥犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

＜視点3＞教育相談体制，生徒指導体制の構築

□「生徒指導委員会」（学校内）

月1回全教職員で問題傾向を有する児童について，現状や指導についての情報の交換，及び共通行動についての話し合いを行う。（連絡会時に行う）

□「いじめ防止対策委員会」（学校内）

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため，管理職，生徒指導担当，教育相談担当，養護教諭，当該学級担任，SC,SSWによるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

□ 家庭や地域，関係機関と連携した組織（学校外）

いじめ問題が発覚した場合はPTA三役・当該学年委員をスタッフとして「PTAいじめ防止対策委員会」を発足させて解決への支援を依頼する。それでも不十分な場合は，矢ヶ部校区民会議の事務局を「校区いじめ防止対策委員会」として，いじめ問題の対応・解決への支援を依頼する。

＜視点4＞保護者，地域への情報発信と連携体制

社会全体で児童生徒を守り，健やかな成長を促すため，いじめの問題について地域・家庭と連携した対策の推進やより多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるような体制の構築に努める。

- いじめ防止基本方針をホームページに掲載する。
- 「いじめ早期発見・早期対応リーフレット（家庭向け）」を活用し，家庭におけるインターネットを通じて行われるいじめや対処法等を周知する。
- PTA総会や地区懇談会の折りに,本校のいじめ防止基本方針について説明を行い,保護者や地域にいじめ防止の啓発を図る。

＜視点5＞校内研修の充実

学校の教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため，県や市教育委員会と連携し，学校基本方針の共通理解をはじめいじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。

（詳細は次項「いじめ防止対策推進の年間計画」を参照）

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法より）

アいじめにより児童等の生命，心身又は財産に大きな被害が生じた疑いがあると認められる場合
イいじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし，一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
ウ児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

- ①重大事態が発生した旨を，柳川市教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上，当該事案に対する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として，事実関係を明確にするための調査を実施するとともに，関係機関との連携を適切に取る。
- ④上記調査結果については，いじめを受けた児童・保護者に対し，事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

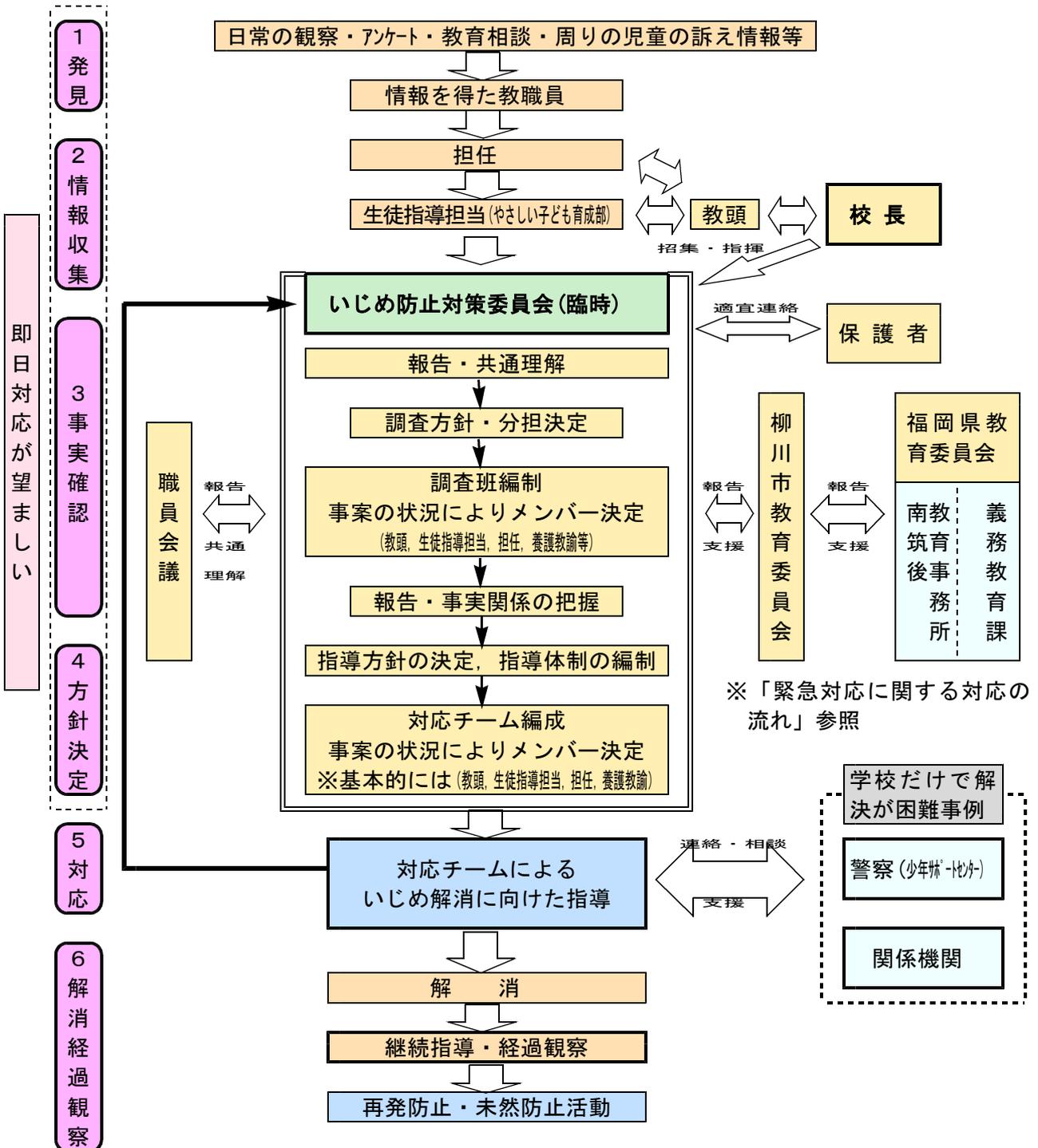
5 いじめ防止対策推進の年間計画

	主ないじめ防止対策活動	保護者への働きかけ	職員研修計画
4月	いじめ防止対策委員会 いじめアンケートの実施 相談ポストの周知	・いじめ防止基本方針 の総会での説明	・生徒指導計画共通理解
5月	教育相談の実施 いじめアンケートの実施 いじめ防止対策委員会	・リーフレット、チ ェックリストの配付	・気になる子の共通理解 と指導方針の確認
6月	いじめ防止対策委員会 いじめアンケートの実施	・規範意識講演会 ・道徳科の授業公開 ・学級懇談	・いじめ、市アンケートの結果 の検討会
7月	いじめ防止対策委員会 いじめアンケートの実施 未然防止に向けての全校朝会での指導		・県人権同和教育研修会の報告共有
8月			・県人権同和教育研修会の報告共有 ・人権同和教育事例研修
9月	いじめ防止対策委員会 いじめアンケートの実施	・学級懇談	・前期の取組評価反省
10月	教育相談の実施 いじめアンケートの実施 いじめ防止対策委員会	・リーフレット、チ ェックリストの配付	・教育相談の方法につい ての研修
11月	いじめ防止対策委員会 いじめアンケートの実施		
12月	いじめ防止対策委員会 いじめアンケートの実施 未然防止に向けての全校朝会での指導		
1月	いじめ防止対策委員会 いじめアンケートの実施		
2月	教育相談の実施 いじめ防止対策委員会 いじめアンケートの実施	・学級懇談	・次年度教育計画の共通 理解
3月	いじめ防止対策委員会 いじめアンケートの実施		・後期の取組評価反省
備 考	<p>○いじめ防止対策委員会（定期＋臨時） ※SCやSSWは必要な場合のみ参加を要請</p> <p>○日常の観察</p> <p>・朝の会の健康観察時、帰りの会、休み時間 ・教師が目の届かないところへの気配り</p> <p>○相談ポストの設置 ○ネット上の課題の確認</p> <p>○PTA講演会 ○新聞等全国的な課題の確認（新聞切り抜き）</p>		

6 いじめ対応全体図（組織的対応の流れ）

だれかがいじめを認知した場合は、一人で抱え込まず、矢ヶ部小学校全体で対応することが大切である。担任が一人で抱え込み、配慮に欠ける対応をしたため、児童をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがある。

そういった状況を避けるためにも、校長を中心に対応し、いじめ防止対策委員会を有効に機能させ、事案が発生した場合は、今後の方針を立ててチームで取り組むことが大切である。



[一部引用：兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」]